

ぶどうの里だより

発行：塩尻警察署 塩尻・朝日防犯協会連合会 TEL0263-54-0110

覚醒剤、大麻、麻薬、危険ドラッグ等の違法薬物乱用・密売の防止

1 薬物乱用って、なに？

薬物乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること（一度に大量の医薬品を使用すオーバードーズ）、または医療目的ではない薬物を不正に使用することをいいます。

2 年齢等に関係なく入手できる恐ろしい薬物

覚醒剤、大麻、麻薬、危険ドラッグ等といった違法薬物は、現代社会において、老若男女を問わず、主婦や未成年者ですら、インターネット、SNS等で簡単に手に入れることができ、しまう身近で恐ろしい薬物であり、自分自身を滅ぼすだけでなく、家族や友人、同僚等にも多大な影響を与え、大切なものを失うことにもなります。

3 違法薬物の輸入・密売行為への関与に注意しましょう

近年、SNS等を通じ、高額報酬等を見返りにした海外から輸入された荷物の受け取りや荷物の配達等への勧誘が増加傾向にあり、違法薬物の密輸入の当事者となったり、密売行為に加担するおそれがあるので、注意しましょう。

4 一度でも違法薬物に手を出すと抜け出すことが難しい

覚醒剤や麻薬などの薬物には依存性があります。

「1回きりだけなら大丈夫」という考えは間違った考えであり、興味本位で1度でも手を出せば、薬物乱用となってしまいます。

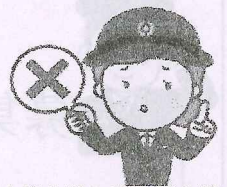
5 薬物乱用を防止しよう！

覚醒剤や大麻、麻薬、危険ドラッグ等の違法薬物に関する情報提供や相談は、

長野県警察本部 組織犯罪対策第二課

(026-233-0110か#9110)

又は、塩尻警察署・交番、駐在所までご連絡ください。



防犯活動の紹介



洗馬小学校で、わが家のセーフティーリーダー委嘱式が行われました。

洗馬小学校の6年生が、1年間下級生や地域の皆さんへの防犯や交通事故の防止に取り組みます。

委嘱式では塩尻市長から委嘱状、塩尻警察署長からリーダー証となる手帳と記念品を一人一人に手渡しました。

